

札幌市一般任期付職員採用選考案内

令和6年9月16日

札幌市経済観光局経済戦略推進部企業立地担当課

- 採用予定日 : 令和7年1月1日(水)以降
- 受付期間 : 令和6年9月16日(月)～令和6年10月6日(日)【必着】

札幌市一般任期付職員採用選考を次のとおり行います。

求める人物像

- ◆ 国内外の民間企業等で培われた豊富なビジネス経験やノウハウ、企業や団体との様々なネットワークを生かし、札幌への企業誘致の取り組みを検討し、実行に移していただける方
- ◆ 首都圏を中心とした国内外企業等の関係者と幅広く良好な関係を構築できる、高いコミュニケーション能力と営業能力を持った方
- ◆ 札幌への企業誘致においてこれまでにない成果を生み出すため、本気で私たちと一緒に取り組み、首都圏における国内外企業の誘致をけん引する存在となっていただける方

1 募集内容

採用区分	募集人数	主な職務
札幌市経済観光局 経済戦略推進部 企業誘致担当課長 (仮称) (一般任期付職員)	1名	「首都圏における国内外企業誘致に向けた営業活動等」 ・首都圏における国内外企業、各国大使館、海外商工会議所等への継続的な戸別訪問による誘致活動 ・首都圏における展示会への参加やイベントの開催等による各種誘致活動 等

2 任期

令和7年1月1日以降から令和9年3月31日まで

※ただし、採用日から5年間を超えない範囲内で、本人の同意を得て更新する場合があります。

3 応募資格

- (1) 首都圏での勤務が可能で、かつ首都圏に立地する国内外企業との豊富なネットワークを有する方（民間企業における法人営業や経営企画部門での勤務経験を有していることが望ましい）
- (2) 国内外企業に対する積極的・主体的な営業活動能力及びノウハウを有する方
- (3) 英語での一定のビジネス対応が可能な方
（必要な技能の目安：TOEIC800点程度、海外駐在経験のある方 等）
※技能の目安に満たない方であっても、これまでの業務経験や実績に応じて総合的に選考いたします。
- (4) 地方公務員法第16条の各号いずれかに該当しない方
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方※学歴不問

4 選考方法

- (1) 第1次選考
履歴書による書類選考
- (2) 第2次選考
第1次選考合格者に対して、WEBによる課題選考
※第1次選考後に課題を提示し、WEB上での提出、選考を予定
- (3) 最終選考
第2次選考合格者に対して、WEB面接により実施します。

5 応募手続き

申込方法	募集サイト（ https://www.enjapan.com/project/sapporo_2409/ ）にて、応募してください。
受付期間	令和6年9月16日（月）～令和6年10月6日（日）【必着】

6 合格発表

- (1) 第1次選考の結果については、令和6年10月10日（木）（予定）までに電子メールで合否通知をするとともに、札幌市公式HP上で合格者の受験番号を発表いたします。また、合格者には、併せて第2次選考となる課題とWEBでの回答方法を通知します。
- (2) 第2次選考の結果については、10月22日（火）（予定）までに、(1)と同様の方法で通知及び発表します。合格者には、併せて最終選考の実施日時及び方法を通知します。
- (3) 最終選考の結果及び採用結果については、10月31日（木）（予定）までに、(1)と同様の方法で通知及び発表します。
- (4) 上記各選考の結果通知期日までに通知がない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

7 採用について

(1) 勤務形態

勤務時間 9時00分～17時30分（休憩時間12時15分～13時00分）

※時差出勤・在宅勤務制度あり（所属長による承認が必要）

週休日・休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

休 暇 年次有給休暇（令和7年1月1日採用の場合は5日付与、令和7・8年度は20日付与）、特別休暇（結婚、忌引、出産等）、介護休暇、病気休暇

雇用形態 常勤職員（一般任期付職員）

※原則、週5日勤務となります。

勤務地 札幌市東京事務所／東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階

(2) 給与

「札幌市職員給与条例」の規定に基づき、経験等に応じて給与月額を決定します。令和6年4月1日現在の給与等は次のとおりです。

例) 50歳

給与月額 617,000円程度（地域手当、管理職手当込み）

年 収 1,029万円程度

※初任給は、これまでの実務経験年数（正規のもの）、学歴、年齢等を勘案のうえ、決定されますので、上記例を下回る可能性があります。

※上記の年収の例には給料、地域手当、管理職手当、期末・勤勉手当（令和5年度実績4.4月）が含まれています。ただし、期末・勤勉手当は勤務開始日に応じて割り落としされます。

※上記のほか、支給要件に該当する方には、通勤手当、扶養手当、住居手当などの諸手当が支給されます。

※給与額等については、今後の条例改正等により変更となる場合があります。

8 その他

- (1) 任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- (2) 選考に際して市が収集する個人情報を選考及び任用手続きのみに使用します。
- (3) 最終合格者については、任用に際して略歴等を公表することがあります。
- (4) 最終合格後、実務経験期間確認のため、在職証明書等の提出をお願いすることがあります。

9 問い合わせ

札幌市経済観光局経済戦略推進部企業立地担当課

Tel 011-211-2362（直通）

Mail global@city.sapporo.jp

受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の８時４５分から１７時１５分